

# 泉田裕彦氏と星野伊佐夫氏をめぐる問題に関する調査報告書

(公表用)

2022 年 1 月 25 日

郷原総合コンプライアンス法律事務所

代表弁護士 郷 原 信 郎

## 1. 調査受託の経緯

2021 年 12 月 9 日（以下、年の記載のないものは 2021 年）、衆議院比例北陸信越ブロック選出の衆議院議員泉田裕彦（以下「泉田氏」）の政策秘書から、同議員と新潟県議会議員星野伊佐夫氏（以下「星野氏」）との間で生じている「裏金要求」をめぐる争いについて、発言内容・趣旨について主張が対立しているので、客観的・中立的立場から、事実関係を明らかにし、公選法上の違法性、名誉棄損等の法的問題について調査・検討を行うことを依頼された。

同依頼を受けて当事務所で検討し、調査の委託の主体が自民党衆議院新潟県第 5 選挙区支部（以下、「第 5 支部」）であることを確認の上、同支部からの調査として受託することとした。

## 2. 調査受託事項

9 月 4 日、新潟県長岡市内の星野氏の自宅において、同年秋に実施される衆議院議員選挙に立候補予定の泉田氏の選挙の情勢、選挙活動、資金等について、泉田氏と星野氏との間で行った会談について、発言内容、発言の趣旨、要求・提案の具体的内容、会談後の対応等について事実解明を行った上、法的問題、違法性の有無等について検討すること

## 3. 実施した調査の内容

- (1) 本件会談の録音データ（以下、「録音データ」）の精査
- (2) ヒアリング
  - ア 泉田氏
  - イ 泉田氏秘書
  - ウ 米山隆一氏
- (3) 選挙運動費用収支報告書 政治資金収支報告書等の関連資料の精査
- (4) 星野氏にはヒアリングに応じるよう要請したが協力が得られなかったため、本報告書で確定した会談の内容と本報告書中の星野氏に関連する部分を送付して意見・反論を求めたが、期限までに回答はなかった。

#### 4. 事案の概要

##### (1) 録音データの録取前

泉田氏は2004年に新潟県知事となり、3期12年務めており、ベテラン県議の星野氏は2009年から2016年にかけて党県連会長を務めていた。2017年の衆院選では、自民党の長島忠美衆院議員の死去に伴い、泉田氏が4区出身だが勝てる候補として、5区の党公認候補として擁立され、これを星野氏が後押しした経緯がある。泉田氏によれば、特にこの衆院選立候補までは、泉田氏と星野氏の間にトラブル、金銭の要求はなかった。

しかし、後述するように、新潟県の自民党支部長が管理すべき通帳を、一県議に過ぎない星野氏側が管理し、自由に使うといういびつな構造を是正するため、第5支部長である泉田氏が、選挙後すぐに通帳を取り返した。このことをひとつの契機としてか、その後は、泉田氏の秘書によれば、星野氏の秘書や、星野氏に近い人物から、特定人物の採用の押し付け、金銭の要求等が何度もあり、とにかく違法なことはしないとの泉田氏の方針の下で、そうした要求を断り続けていたところ、嫌がらせや活動の妨害があったとのことである。

こうした状況下で、8月頃から、星野氏が泉田氏と二人だけで会いたがっている、という話があり、その後も、星野氏から泉田氏に、長岡に来られないかとの連絡があり、9月4日に自宅であって話をした。そこで星野氏から「必要経費」を「撒こう」といった話があり、泉田氏がこれを断ったが、これまでの経緯もあり、不当な要求等を警戒して、その会話の録音もしていた、という経

緯である。

## (2) 録音データの録取後

9月4日の話の後、泉田氏の秘書によれば、星野氏側からの選挙活動の妨害が続いたが、10月31日の選挙終了まで泉田氏の耳には入れなかった。選挙後に事態を把握した泉田氏は、自民党県連等に対応を求めた。

しかし、県連等の反応は芳しくなく、メディアも、今までの関係性からは十分に取り扱ってもらえない懸念があったことから、11月29日、Twitterで「2～3千万円の裏金要求をされました」との情報を出し、世間の反応をみることにした。投稿はすぐに話題となり、会見を求められるようになり、12月1日には星野氏の名前を出して会見をし、12月3日になって録音データを報道各社に公開した。

星野氏は、Twitter公開後から、「事実無根」などと強く反発し、泉田氏の話全否定していたが、12月3日になって録音データの存在が明らかになると、「全部思い出した」とし、その後は「必要経費」は政党活動費や、政治活動のためのお金等と説明するようになる。一方で、録音データについては一部が改変、改ざんされているとの主張をし、泉田氏の主張する裏金の話は「自作」、「作り話」などとして全否定し、両者の主張が完全に対立したまま現在に至る。

## 5. 録音データ自体の問題について

### (1) 星野氏による改ざんの主張

星野氏は、2021年12月3日の会見、および「週刊文春」12月30日・1月6日号掲載のインタビューなどで、「一番大事な部分を話しているが、完全に抜いてあります」、「テープ自体が縮めたり、改ざんしている」、「前のほうが挽（も）がれてある。泉田さんは雑談だから省いたと言っているけど、大事な話をしたの。あることで注意をした。これ私、思い出してきましたよ、全部」など、公開された録音データからの改ざんを主張している。

しかし、未公開部分を含め録音データ全体を確認したところ、特に公開されている会話の前の話は雑談に過ぎず、星野氏の言うような「大事な話」は確認できなかった。また、星野氏に対し、改ざんの部分、本来話しているはずと主

張する話の具体的内容を文書で質問したが、回答はなかった。

## (2) 泉田氏が星野氏との会話を録音、公開することの合理性

### ア. 泉田氏が星野氏との会話を録音するに至る経緯

泉田氏に、9月4日に星野氏との会話を録音するに至った経緯をヒアリングしたところ、8月頃から、星野氏が泉田氏と二人だけで会いたがっている、という話があり、二人で会った場合に、星野氏から裏金を要求されたり、泉田氏が要求を断った際に、「泉田氏のほうから裏金を渡された（裏金についての話があった）が断った」等の嘘を言われたり、といった可能性があることを警戒して、泉田氏の秘書らが、泉田氏に録音を強く勧めたため、とのことであった。

そして、星野氏に対して何故そのような強い警戒心を持っていたかであるが、泉田氏の秘書らに対して、以前から、星野氏の秘書や、星野氏に近い人物から、特定人物の採用の押し付け、金銭の要求等が何度もあり、とにかく違法なことはしないとの泉田氏の方針の下で、そうした要求を断り続けていたところ、嫌がらせや活動の妨害があったため、とのことである。

この点について、客観的かつ明確に確認できるものとしては、2017年11月26日、星野氏の秘書と泉田氏の秘書のやりとりを録音したものがあり（文字起こしは公開されている <http://izumidapers.org/wordpress/?p=68>）、泉田氏から提供を受け内容を確認したところ、ある人物を政策秘書に採用しなければ、星野氏を切ったものとみなして、次の衆院選では落選させる、といった趣旨の話がなされている。協力して戦った衆院選直後にも関わらずこうした話が出てきており、またこの人物の採用を実際に拒否したことから、その後も嫌がらせ等が続いたとの、泉田氏の秘書らの話には合理性があり、相応の根拠もある。

また、2017年11月26日の録音の冒頭では、第五選挙区支部長である泉田氏あてに政党助成金が振り込まれる新潟県第五選挙区支部の通帳を星野氏事務所が作成し保有していたため、泉田支部長がまったくそのお金が使えずに困ってしまい、返却を要求している。支部長が管理すべき通帳を、一県議に過ぎない星野氏側が管理し、自由に使うという、新潟県の自民党特有と思われるいびつな構造は以前からあったようであり、過去、自民党に所属し、

第5支部長をしていた米山氏に対するヒアリング（後述）でも、支部のお金を星野事務所が管理し、自由に使っており、「さすがにやっぱり、ちょっと文句言ったことがあるんですけど、到底なんかもうにべもないって言いますか、もう話す余地もない感じなので、もう面倒だ」ということで放置していたと述べている。

このように星野氏側が当たり前に、自由に使えると思っていた資金を、泉田氏が強い反発を受けながらも取り返したのだとすると、その後、金銭を要求され、応じないと嫌がらせや活動の妨害が行われたとする泉田氏側の説明は不合理ではない。

実際に泉田氏側がヒアリングなどで述べていた、星野氏側からの数々の要求や嫌がらせ等の個々の認定は困難であるが、少なくとも星野氏側が泉田氏側に対して、何らかの無理な要求や嫌がらせをしていた可能性は高く、星野氏に対する強い警戒心から録音するに至ったとする説明には、合理性がある。

#### イ．泉田氏が星野氏との録音データを公開するに至る経緯

泉田氏は自身の Twitter で、本件について、11 月 29 日に

「【総選挙の闇：新潟 5 区】 今回の衆議院総選挙で、2～3 千万円の裏金要求をされました。「払わなければ選挙に落ちるぞ」という文脈でした。広島で事件があったばかりでよくやと思いました、違法行為はお断りしました。そうしたら、選挙は大変でした。」

と星野氏の名前を明かさずに投稿し、12 月 1 日には星野氏の名前を出して会見をし、12 月 3 日になって録音データを報道各社に公開した。

こうした経緯について、投稿当時、自民党内から Twitter 公開という手法に対する批判や、警察に行くべきだ、といった声があったことが報じられており、泉田氏に、不正告発以外の目的があるのではないか、との声があったようである。

しかし、まず、問題提起が選挙後になったことについては、9 月 4 日の件だけでなく、その後、選挙中も星野氏側から嫌がらせや選挙妨害のようなことをされていたものの、それらの出来事については、選挙中は秘書ら限りで止め、泉田氏の耳には入れないようにしていたが、選挙後になって秘書から話を聞き、不当な要求を断った後に、断ったためにそういう目に遭わされた

可能性があることを泉田氏が認識し、「そのようなことが続くと、今後の選挙の際に、星野氏の要求に本当に従わざるを得なくなるし、秘書のことを考えると、これはちょっと放置できない」と考え自民党に改善を要求することにしたとのことである。

また、泉田氏にヒアリングし、客観的証拠としてショートメッセージによる確認もしたところ、Twitter 投稿の数日前には、泉田氏が県連会長に対して本件を相談し、これに対して県連会長は「県連としては一切関わらない」という明確な回答をしており、泉田氏の事務所スタッフにヒアリングしたところ、同じく投稿前に、泉田氏の秘書が警察に録音データを持って相談しに行ったが、即座に対応してもらえそうな感触ではなかったとのことであった。

さらに、県知事時代も含め、これまで新潟日報など、泉田氏に批判的な現地メディアがあり、マスコミに対して最初から録音データを公開し、会見を開いたとしても、問題を適切に取り上げて貰えない懸念があった。

(なお、新潟日報の会見後の記事は【批判と困惑の声広がる】(12月2日)とのタイトルとなるなど、星野氏側の主張に沿った記事が複数見受けられ、後述するように、違法行為を示唆する音声データが公開され、在京メディアなどが星野氏に対する批判的な報道をするなかでもそのスタンスにあまり変化はなく、年が明けての記事でも【泉田氏、星野氏を前に「裏金」言及 長岡の会合の祝辞 「場が白けた」の声も】(2022年1月7日)といったタイトルで泉田氏批判を続けており、泉田氏の懸念は正しかったものと評価できる)。

そのため泉田氏は当時、自民党等にはこれ以上の対応が見込めないこと、記者会見を行うなどしてマスコミに事実を明らかにしても取り上げられない可能性が高いことから、「Twitter ならいろんな人が反応してくれるだろう」ということで、Twitter に投稿したとのことである。

以上のことからすると、泉田氏が星野氏との録音データを公開するに至る経緯に不合理な点はなく、泉田氏が Twitter 投稿や、録音データを公開したことについて、不正・不当な目的は見受けられない。

### (3) 録音データの改ざんの有無について

本調査では、録音データにつき、特に鑑定や検証を行っていないが、聞く限

りでは特段音声に不審な点はなく、録音データを精査するも、音声途中で不自然に途切れているような箇所も見受けられない。

また、上記のように、会話を録音するに至る経緯、公開するに至る経緯ともに不合理な点はなく、泉田氏が改ざんをしてまで星野氏を追い落そうとする合理的な理由は見受けられない。

一方で、後述するように、本件に関する録音データ外での星野氏の発言には変遷や事実と反する点もあり、信用性に疑問がある。

以上から、録音データの改ざんはなかったものと判断した。

当報告においては、録音データに改ざんはないことを前提として検討を行うこととする。

## 6. 録音データの内容の検討

### (1) ①冒頭部分

ア. 「今日の話は誰も知らない」との切り出し

まず星野氏は、冒頭、「今日の話は誰も知らない」と切り出している。後述するように、後にも「だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」などの発言も会話中にあり、全体として、星野氏としては、録音データ中の会話は、泉田氏との間だけで秘匿すべき話をしていることが窺われる。

この発言は、星野氏の発言全体の趣旨を窺わせるものとも言える。

星野氏は、録音データの話について、選挙に必要で適法な経費の話をしていると主張しているようであるが、仮に星野氏の言うような適法な資金の話をしているとすれば、そもそも代議士と直接二人だけで会って話をするのではないし、原則として出納責任者による支出や、会計責任者による収支報告書への記載・提出等の適法な処理が必要となるため、「誰も知らずに」支出をすることは困難である。

「今日の話は誰も知らない」との話の切り出しからは、星野氏の言うような、選挙に必要で適法な経費の話をしているとは考えにくいといえる。

### イ. その後の会話

その後、星野氏は、「俺も今日あんたと話して、あなたと話して、そして

結論を出していかないと、間に合わない。」と述べたあと、選挙の情勢の話となり、泉田氏不利・米山氏有利の票読みのお話をし、「党本部払わないって。今回は。」「泉田さんもわりあい、ああいう銭はだめだけれども、銭選（ゼニセン）知ってるっていう話だった。ゼニセンキョ（銭選挙）って言葉だった。」「昨日の話ね。（県連が）で『二つやるんだ』ってときに、（党本部が）『やるんだったらひとつ』って言ったら1区（注：小選挙区で落ちると言われていたのが、1区と5区のふたつ。1区は塚田一郎氏）」などと話しており、泉田氏不利な情勢であるのに、党本部はお金を出してくれない状況であり、星野氏は、泉田氏が「銭選挙」を知っているかのような前提で、泉田氏に対し、お金の件での結論を求めて、前振りの話をしていることが伺われる。

ただし「銭選挙」の意味は不明であり、また、星野氏自身の言葉ではなく、聞いた話として話しているため、これだけでは、話に出ているお金が、選挙に必要で適法な経費のみなのか、不適法・不適切な金銭の話も含むのかは不明である。

## （２）②最初の核心部分

### ア. 「必要経費を早く撒こう」の意味

星野氏は衆議院議員総選挙の情勢、日程の話をしたあとで、「泉田さん、勝とうさ。どう思うね。」「もしさ、比例で引っかからなかったら、終わらだよ。」「このままで行ったら、比例引っかからないんだから。」「これひとつさ。克服しようさ」と、選挙で勝つためであることを述べたあと、「とにかく必要経費を早く撒こう。もう余裕がない。選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない。今だ。今でも遅いくらい。ね。ここに2000万や3000万なんかもったいながったら、人生終わるよ。ね。」と述べている。

ここでいう「必要経費」が、情勢が不利な泉田氏に対して、総選挙で勝つために必要なお金の話をしていることは文脈から明らかであり、お金が“適法に支出される経費”を意味するのか、公選法、政治資金規正法による収支報告書への記載等の適切な処理を予定していない「裏金」を意味するのかが問題となる。

この点、星野氏は12月3日の会見でこの部分の意味について「2・3千



万円、3・4千万円とか、かかるんじゃないの、選挙というのは。これは表の金ですよ、裏金の話じゃないですよ。はやく言えば、政党活動費です」と述べており、「週刊文春」12月30日・1月6日号でのインタビューでも「自民党各支部の必要経費ね。演説会の会場費、印刷費、郵便代。『領収書もらえるのは、あんた、払わなきゃダメだよ』って。泉田は『財布閉じました』って言うからね。それは分かったから、終わってから、必要なモノと認めたら、払ってあげなきゃいけないよ、と。裏金のうの字もないんです。」と説明しており、“適法な経費”の話だと主張している。

一方で、泉田氏の受け止めは「裏金」であり、両者の主張は真っ向から対立するため、この「必要経費」の意味が問題となる。

#### イ. 「領収書」の意味

##### (ア) 通常の「領収書」の意味

上記のように、星野氏は“適法な経費”の話だと主張しているが、録音データにおいては、「それは、あの大部分は領収書もらえるやつだから。」と述べており、領収書を貰うというのが、金銭の趣旨通りの領収書を貰い、その後の適法な処理を行うための領収書という意味なのであれば、「必要経費」が“適法な経費”の話であるとの主張に整合することになる。

また実際、後に会話に出てくる河井夫妻の広島での大規模買収事件（「広島での買収事件」）において、河井夫妻は、現金を受け取った県議から領収書の発行を提案されて、断っていることが明らかになっていることからしても、一般的な感覚として、裏金の要求と領収書をもらう話は整合しないようにも見える。

##### (イ) 選挙における「領収書」の意味

しかし、選挙の世界では、裏金、不適切な金銭の授受に関して、領収書のやり取りが行われることがないとは言えない。

領収書のやり取りを行う目的には、金銭の授受の事実を、金銭の趣旨通りの領収書を貰い、政治資金収支報告書等に記載して公開することだけでなく、後で辻褄を合わせ目的で貰う場合も含まれる。

後述するように、米山氏は、ヒアリングにおいて、自民党支部長に毎月交付される 50 万円の支部長手当を星野事務所が通帳ごと管理し、米山氏は触らせて貰えず、星野氏側が自由に使っているという状況であったと述べており、毎年 600 万円の金について、領収書は出ていると思うが、形だけ整えられてしまえば使途は細かくチェックできず、「領収書通りに使われているかわからない」、「いくらポケットに入れようが、まあ正直分らない」と述べている。

また、広島での買収事件を取材した中国新聞によれば（「ばらまき 河井夫妻大規模買収事件全記録」中国新聞「決別金権政治」取材班著）、広島の高手陣営や、千葉や群馬など別の選挙でも、収支報告書に記載があるが、買収の疑いのある趣旨の不明な金銭の授受が確認されており、同紙の取材によれば、「報告書に載せて、表のカネとして処理すれば、買収のカネとばれることはない」と語る地方議員は複数いたようである。

星野氏の話は、後述するように、全体として「裏金」の話をしていると判断せざるを得ないが、それにも関わらず「領収書」の話も何度かしており、後で辻褄を合わせ目的で「領収書」の話をしていた可能性がある。

#### （ウ）本件における「領収書」の意味

正規の領収書の意味も含め、星野氏がいずれの意味で話しているのかは、この部分の発言だけでは不明であるが、このように、裏金、不適切な金銭の要求と、領収書の発行の話は両立しうる。

そのため、少なくとも「領収書」の話をしていることだけをもって、「必要経費」を“適法な経費”の話だと認めることはできない。

#### ウ．泉田氏側の「必要経費」の出し渋りについて

星野氏は、「必要経費」の意味について、「演説会の会場費、印刷費、郵便代」、「必要なモノと認めたら、払ってあげなきゃいけない」という意味だと説明し、星野氏に近い長岡市議で長岡支部幹事長の五井氏なども、新潟日報の取材に対し、星野氏の「必要経費」の発言について、現場でポスターなどの選挙グッズが不足した例などを挙げ、「裏金ではなく、もう少し必要経費

に使ってほしいという趣旨だったと理解している」と述べている。そのため、こうした“泉田氏が本来払うべきなのに支払っていない必要かつ適法な経費”が存在したのかも問題となる。

この点につき、泉田氏の秘書らにヒアリングしたところ、後に録音データの話に出てくる南魚沼など各支部に対して、政治活動の費用は基本的に十分な寄附を事前に行っており、また、選挙運動の費用も、必要なものは請求されれば支払っているし、ポスター印刷などはそもそも泉田氏の事務所で支払って印刷して用意しているので、誰かに渡すべき経費が存在しないとして、“泉田氏が本来払うべきなのに支払ってくれていない必要かつ適法な経費”など存在しないと述べていた。

また、今回、および前回（第 48 回衆議院総選挙、平成 29 年）の泉田氏の選挙運動費用収支報告書を確認したが、公認料 1200 万円のうち、立候補準備や選挙運動のために、前回は約 700 万円、今回は約 800 万円を使用しており、特段、今回の選挙で泉田氏が“必要かつ適法な経費”を出し渋っている状況は、客観的資料からは確認できなかった。

泉田氏の側では、全体としてみれば、概ね“必要かつ適法な経費”は支払われていたものと評価でき、星野氏が「必要経費」として泉田氏に 2・3 千万円もの大金を要求する合理性はないものと認められる。

## エ. 「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」との発言について

星野氏は、「必要経費」について、この会話部分で、「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」と述べている。

この点については、「必要経費」が選挙運動費用を含まず、政治活動費用に限られるのであれば、選挙前に限られるとの話にも合理性はある。

しかし、票読みでの劣勢の話や、「勝とうさ」などの話の流れからして、泉田氏の投票を得させるための費用、選挙運動の費用の話が含まれていないとすることには無理がある。また、総選挙まであと一ヶ月という時期にきており、ここから政治活動費用のみのために、2・3 千万円という大金を要求する合理性はない。

したがって、政治活動費用に限った話をしているので「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」と発言している、とは解し得ない。

オ. 「いちいち警察に報告してやるわけじゃねんだから」との発言について

「いちいち警察に報告してやるわけじゃねんだから」との発言は、この部分だけで意図を確定することはできないが、一般的に言って“警察に言わなくてよいのだから”という趣旨の発言は、適法な言動に対して使うものではない。「必要経費」を“適法な経費”と解するよりも、違法・不適切な金銭の意味であったと理解すべき発言といえる。

カ. ②最初の核心部分における「必要経費」の意味

以上から、②最初の核心部分において、「必要経費」の意味は、「領収書」の話がでているからといって“適法な経費”の意味であるとは解せず、また“泉田氏が本来払うべきなのに支払ってくれていない必要かつ適法な経費”が2・3千万円もあるとは解し得ない。その他、「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」、「いちいち警察に報告してやるわけじゃねんだから」といった言動からも、星野氏の“適法な経費”との主張には合理性がなく、泉田氏が主張するように、「裏金」を意味するものと解するのが合理的だといえる。

### (3) ④再びの重要部分

ア. 「言葉の問題」、「そんなもの気にしてる候補者なんか一人もいない」との発言について

その後、録音データでは、一度お金の話から話が逸れていくが、星野氏が、再び「泉田さん。勝負やろうや。ね。これはね。2000万や3000万の金をね。惜しんで、一生を投げちゃいけない。いけないよ。」と述べて、2・3千万円の「必要経費」を出そうといっている。

これに対して泉田氏が、「違法行為にならないようにしないといけないので」と言って、違法な金銭の要求には応じられないと述べると、これに対し、星野氏が「そんなものはね。いいですか。はっきり言うよ。言葉の問題だけであって、実際は、(パン！と叩く音) そんなもの気にしてる候補者なんか一人もいないからね。」と述べている。

この星野氏の発言は、「違法行為にならないように」との泉田氏の発言に対して、「そんなもの」、「言葉の問題だけ」、「気にしている候補者なんか一人もいない」と言って、「違法行為にならないように」と考えること自体を否定しているのであり、“適法な経費”である「必要経費」の話をしている、との星野氏の主張とは明らかに矛盾する言動である。

#### イ．米山氏に関する言動

##### (ア) 星野氏の米山氏に関する発言内容と「身振り手振り」

その後、星野氏は「気にしている候補者なんか一人もいない」と述べたことに関して、その「気にしていない候補者」の例として、当時、泉田氏の対立候補であった米山氏の名前を出し、「米山君は、これ使うこと知ってるからね。」と発言しているが、泉田氏によれば、その際、星野氏は、左手で、「大仏様のように、親指と人差し指で丸を作る手振り」をしたとのことである。そして、「お願いしますって、こうですからね。」などと発言しているが、その際、泉田氏によれば、「お辞儀をしながら、横長のものを差し出す身振り」をしたとのことである。

これは、話の流れから素直に理解すれば、適法とはいえないような「お金」を使うことを知っているとして受け取れる発言である。

また泉田氏が、星野氏が発言とともにしたと述べているジェスチャーについて、大仏様のような手振りは金銭を、横長のものを差し出しながらお辞儀をする身振りは札束を差し出すことを意味すると解される。そうした身振り手振りとともに、「こうですからね。」、「それはすごいよ。」、「相当使う」などと述べている星野氏の発言からは、これまで、米山氏が、適法とはいえないような「お金」を、かなり積極的に、星野氏に差し出してきていたと受け取るのが自然である。（なお、仮に泉田氏が主張するような身振り手振りがなかったとしても、「こうですからね。」、「それはすごいよ。」、「相当使う」などと述べている星野氏の発言のみで、これまで米山氏が、適法とはいえないような「お金」を、積極的に、星野氏に差し出してきていたという話をしていると解することが可能であり、あくまで身振り手振りはそのような発言の趣旨を強調するものにすぎない。この点について泉田氏があえて虚偽を述べる理由もなく、星野氏の身振り手振りはあったことを前提とする。）

こうした星野氏の発言は、「違法行為にならないように」との泉田氏の発言に対して、「そんなもの」、「言葉の問題だけ」、「気にしている候補者なんか一人もいない」と言って、「違法行為にならないように」とする泉田氏の態度に反発した上、そのような考え方自体を変えさせようと発言する中で、泉田氏の対立候補である米山氏までもが違法、不適切な金銭の提供を積極的に行っていると言って、泉田氏に金銭を出すことの決断をさらに強く迫っているものと解される。星野氏の“適法な経費”である「必要経費」の話をしている、との主張とは明確に矛盾し、泉田氏の「裏金」であるとの受け止めに整合する言動である。

#### (イ) 米山氏に対するヒアリング

このように、これまでの星野氏の言動からして、合理的に考えて“適法な経費”である「必要経費」の話をしているとは考えられない状況において、星野氏が、対立候補である米山氏がお金を「相当使う」という話までして、泉田氏に金を惜しむな、という話をしているのであり、客観的にみて、米山氏に関する言及は、星野氏の言動を評価するうえで重要である。実際、泉田氏は、ここでの一連の言動について、「露骨な裏金の話で、強い要求だと思った」と述べている。

米山氏に関する星野氏の言動は、米山氏が違法な金の提供を躊躇なく行っているかのような話を一方的に行っているものであり、その真偽を確認するため、米山氏にヒアリングを打診したところ、協力が得られたものである。

ヒアリングにおいて、米山氏は、星野氏に対し、適法とはいえないような「お金」を差し出したりしたことは全くないとして、星野氏の発言を全面的に否定した。また、星野氏から米山氏に対して「裏金」の交付を要求されたことはなかったとも述べた。

しかし一方で、既述の通り、米山氏が支部長を務めていた自民党支部の政治資金等の管理は、すべて星野事務所が行っており、事実上星野氏がすべて自由に使える状況になっていたという状況があり、少なくとも毎年 600 万円、7 年間で 4 千万円余の金について自由に使われていた。したがって、領収書で形だけ整えられていれば、あとは何に使ったかはわからず、その後、裏の金になっていてもわからないとのことであった。

なお、録音データでは、泉田氏が、今回の選挙に際して米山氏が星野氏のところに来たかと質問をしたのに対して、星野氏は「いやいやいや、今回自民党離党してるから、ね。来ない、来ない。そんなことすることはない。」と述べて、強く否定している。この点についても米山氏にヒアリングした。

これについては、米山氏は、離党したとはいえ、かつて世話になった義理もあり、“地元のドン”である星野氏との関係を悪化させるのは望ましくないと考えて、双方に問題が生じない様、星野氏がいないタイミングを見計らって星野氏の事務所に挨拶に行ったと述べており、この点も、星野氏の発言とは食い違っている。

#### (ウ) 米山氏の供述と、星野氏の米山氏に関する供述の評価

米山氏は自民党を離党しており、無所属ではあるが立憲民主党の院内会派に参加していて、自民党員である泉田氏・星野氏のどちらにも与する理由がない。

米山氏は本調査におけるヒアリングの要請にただちに応じ、泉田氏、星野氏、両氏のそれぞれについて、中立的な立場で供述する姿勢が窺われ、星野氏側に自らの支部長としての手当もすべて自由に使用させていたことについても、そのような状況を許してしまったことについての率直な反省も交えて述べていた。同趣旨のことは、2021年12月28日に「ABEMA Prime」に出演した際にも述べており、米山氏の供述は一貫している。

こうした米山氏のヒアリングでの態度からすれば、米山氏の供述には信用性が認められる。

一方、上記のように星野氏は、「違法行為にならないように」と述べる泉田氏に対して、「気にしている候補者なんか一人もいない」と言った上で、その「候補者」には対立候補まで含まれているんだ、と泉田氏の翻意を促す意味で米山氏の名前を出しているものと解され、そこでは、“対立候補はこんなことやっているんだ、勝てないぞ”、として、対立候補の「裏金の提供を厭わない姿勢」を誇張する強い動機が存在する。

また、後述するように、本件に関する録音データ外での星野氏の発言には変遷や事実に基づかない話があり、信用性に疑問がある。

上記のように、米山氏と星野氏の発言は食い違っているのであるが、この

点に関して、米山氏の供述のほうが信用が高いと解され、星野氏が述べているような、「こうですからね。」、「それはすごいよ。」、「相当使う」など、これまで、米山氏が、適法とはいえないような「お金」を、積極的に星野氏に差し出してきた事実があったとは認めがたい。

ウ.「だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」等の発言  
(ア) 寄附の期限について

泉田氏は、この後、「ちゃんと寄附できるときに言ってくればいいのに」として、適法な話に戻そうとしている。

ここでいう「寄附できるとき」とは、この後にでてくる「期限」と同義とすることであり、選挙区内にある者に対する寄附禁止の例外として認められている、公職の候補者による後援団体への寄附などが禁止される「一定期間」のことであって、衆議院選挙であれば、基本的には任期満了 90 日前である（公職選挙法 199 条の 2、199 条の 5）。

なお実際は、法令上は支部への寄附であれば期限はないが（199 条の 5 第 1 項ただし書き）、泉田氏やそのスタッフらは、自民党の選対本部からの 6 月 23 日付「候補者個人及び後援団体の寄附禁止についてご連絡」に「衆議院議員の任期満了の日（本年 10 月 21 日）前 90 日に当たる日は 7 月 23 日ですので、候補者個人及び後援団体は、7 月 23 日から投票日までの間、当該選挙区内にある者に対し、これらの寄附を行うこともできなくなります。」とあって、“政党その他の政治団体またはその支部に寄附する場合は除く”との文言がなかったことや（ただし、同通知では「これらの寄附」のなかに支部への寄附についての列挙がないため、法令通り、支部への寄附は禁止していないとも解し得る）、6 月には広島での買収事件で、河井克行元法相が、これまであまり摘発されてこなかった選挙の 3、4 か月近く前の現金提供も買収の罪に問われ、有罪判決となったことなどから、とにかく違法にならないように、と考えており、支部への寄附であっても 90 日前を期限としていたとのことである。

(イ)「だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」等の言動の意味



しかし、この泉田氏の寄附の期限の話に対し、「“秘書 A”の耳にも入れてはならない。あんた一人。一人の腹。一人の腹にして、そして、そして、誰か信用できる人を使う。あんたの、いるので信用できる人。だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」として、冒頭部分と同じく、星野氏は、ここでの2・3千万円の「必要経費」の話は秘匿すべき話である、との話をしている。

そもそも、星野氏が主張する通り、選挙に必要な経費を適法に提供しようとする話を泉田氏に提案しているのであれば、その9月4日の時点は、衆議院議員の任期が間近に迫っていたのであるから、泉田氏のいう「寄附の期限」に注意するのが当然であるが、星野氏はこの時も、この後も、一度も適法な寄附の話、寄附の期限の話は全く意に介しておらず、そのような話を持ち出す泉田氏への不快感すら示している。

また、仮に星野氏が主張しているように、“適法な経費”の話をしているとすれば、代議士と直接二人だけで秘密に行う話ではない。“適法な経費”であれば、当該支出について出納責任者が支出し、会計責任者が収支報告書へ記載する等の適法な処理を行わせることが必要となるため、「誰にも言わずに」支出をすることとは、相容れない。

「寄附の期限」の話に全く反応せず、それを無視して、誰にも知られないで密かにやり取りを要求するような星野氏の言動は、星野氏が“適法な経費”である「必要経費」の話をしていると主張とは明らかに矛盾し、「裏金の要求」であるとの泉田氏の受け止めと整合するものである。

#### エ. 井口一郎氏に撒け、という発言について

その後、泉田氏は「でも、撒かないとだめなんですよ。」と聞くと、星野氏は、「うん。撒くというのは、ばら撒くんじゃねえちゅって。実力者、地区、地区の。たとえば。たとえば、南魚沼と言え、井口さんですよ。」として、南魚沼の前市長で同エリアの実力者である井口一郎氏の名前を挙げている。

しかし、井口一郎氏は現在自民党とは直接の関係がない一般人であり、「必要経費」を撒く相手方の例として井口氏の実名を出していることは、星野氏が「必要経費」について会見やメディアに述べている、「裏金の話じゃないですよ。はやく言えば、政党活動費です」、「自民党各支部の必要経費ね。演

説会の会場費、印刷費、郵便代。」などの説明とは一致しない。

また、井口一郎氏の後援会は、すでに平成 30 年には政治資金規正法 17 条によって無届政治団体扱いとなっていることが公表されており、寄附を受けられないと思われるため、仮に他に適切な政治団体がなく、井口一郎氏個人に対して「撒け」という話なのであれば、公職選挙法で禁止されている違法な寄附の指示ということになる。

実力者に撒け、例えば井口一郎氏に撒け、という趣旨の星野氏の言動は、星野氏が“適法な経費”である「必要経費」の話をしているとの主張とは矛盾し、泉田氏の「裏金」であるとの受け止めの合理性を裏付けるものと言える。

#### オ. 「それとはまた違うんだよ」等の発言について

泉田氏は井口一郎氏に撒けとの話に対し、「南魚沼は先にもう振込んだんですよ。あの、寄附できる期間に。」として、南魚沼の支部にはすでに適法な期間に適法な寄附を済ませていると回答しているが、これに対して「これこのままにしておかんねえよね（おけないよね）。」「俺に何も聞かねえんだも一ん。聞けば俺言ったよ。」と、適法な寄附をしたことに対して、納得していないように聞こえる回答をしている。

また、「(星野) 事務所に聞いているはずですよ。寄附の期限があるから、あの一、この期限に言ってくれと。」として、適法な寄附の話、寄附の期限の話を繰り返す泉田氏に対して、星野氏は今度は「いや、そういう、またそれとはまた違うんだよなあ。それとはまた違うんだよ。俺の言ってる意味はね。」として、自身の話が、泉田氏が既に行っていた「適法な寄附」とは異なる趣旨のお金を撒く話であることを述べている。

さらに、この泉田氏が既に行っていた「適法な寄附」とは異なる趣旨のお金を撒く話の具体例として、続けて「俺のほうから、あれだよ？ちょっと…ちょっとやっておいたよ？長岡市議に。食事代とか車代とか。」とも述べているが、泉田氏の選挙に関して市議個人に「食事代」を払うのだとすると、それ自体が公職選挙法に違反する買収に当たるのであり、こうした星野氏の一連の言動は、星野氏が“適法な経費”である「必要経費」の話をしているとの主張とは矛盾し、「買収資金」を要求していることを端的に示す言動である。

#### カ．広島での買収事件の話について

泉田氏は、「結局、あの広島であったでしょ。」と発言しているが、これは、適法な寄附の話をして、星野氏が「聞く耳を持たない」ような態度であり、露骨な裏金が続いていると感じたとのことで、いまはそういう時代ではないということを指摘する趣旨で、広島での買収事件の話を持ち出したとのことである。

しかし星野氏は、この泉田氏の発言に対し、やや声を荒げ、「だから、そんなこと言ったら、キリがねえから。ええ。そんな話は表面の話なんだ。ええ。絶対だめだよ！ってというのは当たり前。裏はそういうもん。みんなそういう世界なんだから。」と述べている。

国政選挙での買収が刑事事件として摘発され有罪となった広島での事件のことを「そんなこと」、「そんな話は表面の話」と切り捨てるような発言をし、「裏はそういうもん。みんなそういう世界なんだから。」として、「裏の世界での金のやり取り」があり、みなやっているから大丈夫、といった趣旨にとれるこの星野氏の言動は、2（3）アで検討した、「言葉の問題」、「そんなもの気にしてる候補者なんか一人もいない」との発言と同趣旨であると思われる。星野氏が“適法な経費”である「必要経費」の話をしているとの主張とは明らかに矛盾し、「裏金要求」であると泉田氏が受け止めたことの合理性を裏付ける言動である。

#### キ．その後の会話

星野氏は、この後、「小千谷、北魚沼、細かくやらないで、信用できる人に、アレしてくれれば、必要経費らこてね（「必要経費ということですよ」の意）。領収書等々、もらっといて下さいよ。（※語気を強めて）ここがアヤやからね。」と発言し、ここまで述べているような、各地区の有力者に「必要経費」を撒くこと、「領収書」をもらうことを繰り返している。

「ここがアヤやからね」との発言は趣旨が不明瞭であるが、星野氏の話に対して、泉田氏は寄附禁止期間の話繰り返すばかりで、適法な寄附の話に終始したことから、話は平行線となり、呆れた感じで「言葉のアヤ！」と

述べて、「必要経費」の話を諦めてしまっている。

既述のように、裏金、不適切な金銭の要求と、「領収書」の発行の話は両立しうるものであり、「アヤ」という不明瞭な言動も、“適法な経費”である「必要経費」の話をしているのであれば不要な発言である。

この部分だけで確定的に判断することはできないが、ここでの星野氏の言動は、少なくとも「必要経費」が違法・不適切な金銭の意味であったことと矛盾しない。

#### (4) 星野氏の供述の変遷等

##### ア. 泉田氏の本件公表後の星野氏の発言

本調査では、星野氏に対しヒアリングの協力を依頼したが、応じてもらえなかったため、直接の主張や反論を聞けていない。

一方で、星野氏は会見やメディアのインタビューなど多くの場で、自身の考え方を述べているので、主張や反論に代わるものとして、本報告書ではそれを引用し、検討している。

これらの星野氏の会見等での発言（以下、「星野氏事後発言」）には、変遷や事実に基づかない話が見受けられる。

星野氏は、泉田氏の Twitter 公開を受けた 12 月 1 日の時点では、「彼とは師弟関係にあったけど、100パーセントでたらめな作り話をするなら、司法の判断に任せるのもやむを得ない。録音したものがあんならノーカットで出してほしい」（新潟日報）

「ありません。全く事実無根！全部調べました。事実無根、私も要求したこともないし、うちの関係者全員、1000円札1枚もらった者はいません」（新潟ニュース NST）

「証拠出ました？出ないでしょ？」、「出ないでしょ？ないんだもん、出るわけないよね」（日テレ NEWS24）

などと、星野氏は、泉田氏の話を、かなり強気に全面否定をしていた。

しかし、録音データが出てくることになった 12 月 3 日午前になると、「自分が言ったこと、言われたこと、ぜんぶ思い出しましたから、全て！」としてやりとりを「全部思い出した」

とし、お金の話もでたものの、『選挙っていくらくらいかかるんですか』と。

『こんなもんだろう』と」いうことで、「郵便局だとか、印刷とか」政治活動のためのお金だと説明した（日テレ NEWS24 など）。

さらに3日午後には会見をするなどし、

「おそらく、これは泉田さんが私に対して、『選挙というのは、一体いくらくらい、かかるんでしょうか』と聞かれたと思う。で、私はいつも言うんです。2・3千万円、3・4千万円とか、かかるんじゃないの、選挙というのは。これは表の金ですよ、裏金の話じゃないですよ。はやく言えば、政党活動費です」（TBS NEWS など）

と述べるとともに、

「『お金をまけ』というのは一番怖いでしょ、これは言わないわね。これは泉田さんが自作でしょうね」、「言うわけじゃないですか、裏金なんて。このテープは新しいテープ。改ざんされて、カットもされている。俺（頭に）残っているもん」（FNN など）と述べ、

「本当に一番大事な部分を、私がこの時に話しているんですが、これが抜いてあります。完全に抜いてあります」（新潟ニュース NST）

といって、録音データが改ざん、改変されているとの主張をしている。

さらには12月14日、週刊文春の取材に対し、

「前のほうが挽（も）がれてある。泉田さんは雑談だから省いたと言っているけど、大事な話をしたの。あることで注意をした。これ私、思い出してきましたよ、全部」

と、あらためて改ざん・改変を主張している。

#### イ．星野氏事後発言に対する評価

このように、泉田氏が本件を公表した後の星野氏の言動は、録音データが公表されるタイミングで記憶が蘇るという不自然な変遷をしており、また、星野氏がいうような「選挙っていくらくらいかかるんですか」といった趣旨の話は録音データでは一切確認できないうえ、「2・3千万円」の話はそうした文脈で出てきていないことは明らかである。

さらに、これまで確認してきたように、「必要経費」を「撒け」という話は何度もでてきており、会話の流れに不自然な点はなく、「自作」、「改ざん」といった主張には合理性がない。

そして録音データを確認する限り、冒頭、星野氏と泉田氏が出会って雑談するところから録音がされているが、そこに星野氏のいうような「本当に一番大事な部分」は確認できない。

そのうえ、星野氏は「改ざん」「改変」を主張しているが、その具体的な内容は一切明らかにしていない。

このように、星野氏事後発言には、変遷や事実に基づかないと思われる話が複数見受けられ、供述の信用性は低いものと評価せざるを得ない。

#### (5) 録音データ全体を通しての「必要経費」の意味

ここまで述べてきたように、泉田氏にした「必要経費」の話の意味について、星野氏は、政党活動費のような“適法な経費”の話だと主張し、一方で泉田氏の受け止めは「裏金」であり、両者の主張は真っ向から対立する。

②最初の核心部分や④再びの重要部分に出てきた「領収書」の話は、星野氏の主張と整合的であるかのように見えるが、それが、政治資金収支報告書に政党支部や政治家個人間などの金銭のやりとりを正しく記載して公開するという、「表の金」としての処理を前提に、金銭の授受の日付や金額を正確に証拠化しておく、という「領収書本来の用途」に用いるものとは限らない。

一方で、泉田氏の事務所スタッフへのヒアリングや、収支報告書などからは、“泉田氏が本来払うべきなのに支払ってくれていない必要かつ適法な経費”が2・3千万円もあるとは解し得ない。

また、星野氏の①冒頭部分の「今日の話は誰も知らない」との切り出しで会話を秘匿しようとする発言から始まり、

②最初の核心部分における、「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」、「いちいち警察に報告してやるわけじゃねんだから」といった発言、

④再びの重要部分での、泉田氏の「違法行為にならないようにしないとイケないので」との発言に対する、「言葉の問題」、「そんなもの気にしてる候補者なんか一人もいない」といった言動、

さらには、当時の対立候補である米山氏が、適法とはいえないような「お金」を、かなり積極的に、星野氏に差し出してきているかのように述べる言動、

寄附の期限の話に対する反応や、「だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」等の発言、

井口一郎氏に撒け、という発言、

適法な寄附の話、寄附の期限の話をする泉田氏に対しての、「いや、そういう、またそれとはまた違うんだよなあ。それとはまた違うんだよ。俺の言っている意味はね。」等の発言、

広島での買収事件の話に対しての、「だから、そんなこと言ったら、キリがねえから。ええ。そんな話は表面の話なんだ。ええ。絶対だめだよ！っていうのは当たり前。裏はそういうもん。みんなそういう世界なんだから。」との言動、

といった具合に、録音データ全体に渡って、星野氏の主張と矛盾し、泉田氏の主張と整合する星野氏の言動が繰り返されている。

さらに録音データ外での星野氏の供述の信用性なども考慮すると、録音データにおける「必要経費」の話は、政党活動費のような“適法な経費”の話だと星野氏の主張を認めることはできず、泉田氏の受け止めである「裏金」、すなわち、違法かつ不透明な金銭の話と判断せざるを得ない。

## 7. 星野氏の言動に対する法的評価（省略）

## 8. 泉田氏の言動に対する評価

一方、泉田氏の言動については、録音データ、およびヒアリング等で確認する限りにおいて、問題が見受けられない。

既に検討したように、泉田氏が星野氏との会話を録音するに至る経緯については、星野氏に対して強い警戒心を持つ理由があり、録音することに合理性がある。Twitter 投稿、会見、そして録音データを公開するという、通常とはやや異なるプロセスでの問題公開に至る経緯についても、自民党や警察にこれ以上の対応が見込めないことや、マスコミに事実を明らかにしても取り上げられない可能性が高いことから、やむを得ずした行為であり、経緯に不合理な点はなく、不正・不当な目的も見受けられない。

そして録音データからは、9月4日、裏金の話を警戒しながらも、星野氏に呼び出されて、やむを得ず星野氏の自宅に行った泉田氏が、実際に裏金の話と

受け止め得る話を切り出されたところ、「違法行為にならないようにしないと  
いけない」と言ったり、寄附の期限の話をしたり、広島での買収事件の話をし  
たりして、何度も違法行為を勧誘する星野氏をかわそうとしているやりとりが  
明らかになっており、その内容は適切な対応として褒められこそすれ、泉田氏  
が非難されるべき言動は見当たらない。

結局、本件に関する言動、対応において、泉田氏に何ら問題はないものと思  
われる。

## 9. 県連の対応など

以上のように、録音データにおける星野氏の言動は、公選法違反の犯罪にも  
該当しうる言動であり、このような違法な言動を行った星野氏には、重大な責  
任があると思われる。

しかしながら、星野氏は、“混乱の責任”、“4年前の前回衆院選で泉田氏を  
擁立した責任”として、12月20日に離党したにとどまっている。離党の理由  
として、違法な言動に対する責任をとっていないに等しいうえ、離党は、復党  
が容易であり、違法行為に対する責任の取り方として、極めて軽い処分である  
と言わざるを得ない。

一方、何ら問題のない泉田氏に対しては、問題の公表後から、一部の国会議  
員や県議、市議らから批判的なコメントがメディアに対して多く寄せられてお  
り、録音データ公開後も、自民党長岡支部が泉田氏の第5支部長の解任を求め  
て県連に申し入れたうえ、泉田氏の「日頃の地元での政治活動の乏しさや衆院  
選後の言動など」を問題視し、これに同調する支部も現れていた。

しかしながら、星野氏の言動は違法行為に該当し得る言動であり、これをさ  
ほど問題視せず、一方で“喧嘩両成敗”などとして他の理由をつけて泉田氏を処  
分しようとするこうした支部、県議らの動きは、正当な告発者に対して不利益  
な取り扱いをし、これを排除しようとするものと評価されてもやむを得ない動  
きであり、コンプライアンス上、極めて不適切な行動である。

自民党所属で、新潟3区選出の斎藤洋明衆院議員は、12月8日、Twitterで、  
「星野氏の言動は極めて問題である」、「県連に対して速やかに厳しい処分を下  
すよう求めている」、「泉田代議士の政治姿勢や活動にも思うところはあるが、



それはまた別の話」などと述べており、メディアの取材に対して「県連は速やかに自浄能力を示さないと、県民に見放されることになる」などとも述べているが、ここでいう「厳しい処分」が星野氏の離党でないとすれば、極めて適切な指摘であろう。

自民党新潟県連は現在、本件について、外部弁護士による調査を進めているとしている。調査結果が取りまとめられた場合には、それを受け、改めて適切かつ厳正な処分をすべきである。一方で泉田氏に対しては、これまでの県連の本件への対応が適切とはいえないものであったため、星野氏の言動に対して適切に対応した泉田氏が、かえって不利益を被りかねない状況になっていることを踏まえ、泉田氏が本件を直接、間接の理由として不利益を被ることのないよう十分に配慮し、適切な対応を行うべきである。

以上